

令和4年第3回東広島市議会定例会

報 告 事 項

そ の 2

令和4年9月

目 次

報告第23号	令和3年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率について……………	1
報告第24号	専決処分の報告について……………	3
報告第25号	専決処分の報告について……………	5
報告第26号	専決処分の報告について……………	7

報告第23号

令和3年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第3条第1項及び第22条第1項の規定により、令和3年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率を別冊のとおり監査委員の意見を付けて報告する。

令和4年9月15日提出

東広島市長 高 垣 廣 徳

(根拠法令)

地方公共団体の財政の健全化に関する法律

第3条 地方公共団体の長は、毎年度、前年度の決算の提出を受けた後、速やかに、実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率（以下「健全化判断比率」という。）並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類を監査委員の審査に付し、その意見を付けて当該健全化判断比率を議会に報告するとともに、当該健全化判断比率を公表しなければならない。

第22条 公営企業を経営する地方公共団体の長は、毎年度、当該公営企業の前年度の決算の提出を受けた後、速やかに、資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類を監査委員の審査に付し、その意見を付けて当該資金不足比率を議会に報告し、かつ、当該資金不足比率を公表しなければならない。

報告第24号

専決処分の報告について

損害賠償の額を定めることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により次のとおり専決処分をしたので、同条第2項の規定により報告する。

令和4年9月15日提出

東広島市長 高 垣 廣 徳

- 1 損害賠償の額
18万92円
- 2 専決処分年月日
令和4年9月1日

(報告理由)

令和4年7月14日、山陽自動車道において、救急搬送中の救急自動車の左側後輪のタイヤが破損し、及び脱落したことにより、当該自動車道を走行していた軽自動車は当該タイヤに接触し、当該軽自動車の前部バンパー等を損傷した事故があり、損害賠償の額を定めることについて専決処分をしたので、この処分について報告するものである。

(根拠法令)

地方自治法

第180条 普通地方公共団体の議会の権限に属する軽易な事項で、その議決により特に指定したものは、普通地方公共団体の長において、これを専決処分にすることができる。

② 前項の規定により専決処分をしたときは、普通地方公共団体の長は、これを議会に報告しなければならない。

専決処分事項の指定について（平成2年10月8日議決）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次の事項については、これを市長において専決処分することができるものとする。

(1) 1件50万円以下の法律上市の義務に属する損害賠償の額を決定すること。

報告第25号

専決処分の報告について

損害賠償の額を定めることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により次のとおり専決処分をしたので、同条第2項の規定により報告する。

令和4年9月15日提出

東広島市長 高 垣 廣 徳

- 1 損害賠償の額
14万4,562円
- 2 専決処分年月日
令和4年9月6日

(報告理由)

令和4年7月20日、東広島市立御菌宇小学校において、同校の職員が草刈りを行った際、使用していた草刈機が石を跳ね飛ばし、同校の駐車場に駐車していた軽自動車に当たり、当該軽自動車のフロントガラス等を損傷した事故があり、損害賠償の額を定めることについて専決処分をしたので、この処分について報告するものである。

(根拠法令)

地方自治法

第180条 普通地方公共団体の議会の権限に属する軽易な事項で、その議決により特に指定したものは、普通地方公共団体の長において、これを専決処分にすることができる。

② 前項の規定により専決処分をしたときは、普通地方公共団体の長は、これを議会に報告しなければならない。

専決処分事項の指定について（平成2年10月8日議決）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次の事項については、これを市長において専決処分することができるものとする。

(1) 1件50万円以下の法律上市の義務に属する損害賠償の額を決定すること。

報告第26号

専決処分の報告について

損害賠償の額を定めることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により次のとおり専決処分をしたので、同条第2項の規定により報告する。

令和4年9月15日提出

東広島市長 高 垣 廣 徳

- 1 損害賠償の額
46万4,350円
- 2 専決処分年月日
令和4年9月9日

(報告理由)

令和4年7月20日、東広島市立御菌宇小学校において、同校の職員が草刈りを行った際、使用していた草刈機が石を跳ね飛ばし、隣接する施設の駐車場に駐車していた軽自動車に当たり、当該軽自動車のリアガラス等を損傷した事故があり、損害賠償の額を定めることについて専決処分をしたので、この処分について報告するものである。

(根拠法令)

地方自治法

第180条 普通地方公共団体の議会の権限に属する軽易な事項で、その議決により特に指定したものは、普通地方公共団体の長において、これを専決処分に行うことができる。

② 前項の規定により専決処分をしたときは、普通地方公共団体の長は、これを議会に報告しなければならない。

専決処分事項の指定について（平成2年10月8日議決）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次の事項については、これを市長において専決処分することができるものとする。

(1) 1件50万円以下の法律上市の義務に属する損害賠償の額を決定すること。